



日々のニュースでは「新型コロナウイルス感染症」一色の状況ですが、この間にも、4月1日からは、**健康増進法による「受動喫煙防止対策」、労働基準法改正による「未払賃金請求期間の延長」「法定帳簿の保存期間延長」**など、様々な法律の施行が相次いでいます。本来、企業としてはこれらの法改正対応を進めたいところ、緊急事態宣言が発出された現在では、やはり、新型コロナウイルス感染症に関する対応が優先されます。今回は、従業員の勤務調整や休業させたときの補償、助成金等を中心に取り上げております。このような非常事態では、必要な情報をいち早く掴むことが求められます。

## ■ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症により、経済活動にも大きな影響が出ています。そんな中、厚生労働省からは様々な通達が出され、感染症の発生および感染拡大が企業に影響を及ぼす場合の対応を示しています。通達は複数に亘っていて全体像を把握するのが困難なところ、厚生労働省HPの特設ページ「**新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）**」が、よくまとめられていて分かりやすいです。必要に応じ、様々なリンクも貼られていますので、ぜひ、ご活用ください。特に重要と思われるものを抜粋してご紹介します。



Q：**時差通勤を導入**するにはどうしたらよいのでしょうか？

A：労働者及び使用者は、**その合意により、始業・終業の時刻を変更する**

**ことができます**ので、時差通勤の内容について、労使で十分な協議をしていただきたい。

Q：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により、事業を休止する場合、**労働基準法の休業手当の取扱**はどうなるのか？

A：一律に労働基準法に基づく**休業手当の支払義務がなくなるものではありません**。

Q：変形労働時間制を導入したり、変更するにはどうしたらよいのか？

A：1年単位の変形労働時間制は**期間の途中でその適用を中止できない**ところ、（中略）特例的に労使でよく話し合った上で、労使で合意解約をしたりすることも可能と考えられます。

Q：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**健康診断の実施を延期**することは可能か？

A：健康診断の実施時期を**令和2年5月末までの間、延期すること**として差し支えありません。ただし、今回の対応は労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断に限るものであり、令和2年5月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

※同様に、**労働安全衛生法に基づく安全委員会等の開催についても、延期が可能**

Q：緊急事態宣言が出されたこと等を踏まえ、**派遣労働者にテレワークの実施**を行うにあたり、労働者派遣法に関して留意すべきことはあるか？

A：派遣労働者にテレワークを実施するためには、就業場所などについて、**労働者派遣契約の一部変更が必要**となる場合があります。この契約の変更については、**緊急の必要がある場合についてまで、事前に書面による契約の締結を行うことを要するものではありません**。

Q：派遣労働者に自宅でのテレワークを実施するにあたって、派遣先として、**派遣労働者の自宅住所**を派遣会社から教えてもらってもいいですか？

A：派遣元事業主として、**派遣労働者本人に使用目的を示して同意を得ることが必要**。

## ■雇用調整助成金の特例措置拡大（4月10日発表）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小する企業が発生し、地域経済への影響が見込まれるため、**雇用調整助成金に係る特例措置**が4月10日に厚生労働省より発表されました。助成金申請にあたり、多くの企業で懸念となっていた要件のほとんどが緩和された内容であり、一部、1月24日まで遡って適用されるものもあります。

※これらの対策により、申請から1ヶ月での支給を目指すとのこと

### 【特例措置拡大の内容（今回の発表により緩和された主なもの）】

**緊急対応期間：4月1日～6月30日**

生産指標要件：1ヶ月5%以上の低下

助成率：4/5（中小）、2/3（大企業）

※解雇等を行わないとき、9/10（中小）、3/4（大企業）

計画届の事後提出：1月24日～6月30日まで

休業規模要件：休業等の延日数が所定労働日数の1/40（中小）、1/30（大企業）

支給対象額：時間外労働等の時間を相殺して支給することを停止

教育訓練加算額：2,400円（中小）、1,800円（大企業）



## ■小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等の臨時休業等によりその小学校に通う子どもの世話を行うことが必要となる保護者である労働者に、年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた事業主が申請できます。なお、「令和2年2月27日～3月31日まで」と、「4月1日～6月30日まで」の期間で、申請受付などが変わりますのでご注意ください。

### 【申請時の注意点】

○以下は対象とならない

- ・小学校等の休業や利用を控える等の依頼もない場合に、自主的に登校等を自粛した場合
- ・風邪などの症状がない子どもを、感染予防のため自主的に休ませた保護者

○休暇中に支払う賃金は、**年次有給休暇を取得する際に支払われる賃金と同等**であること

○半日や時間単位の休暇も対象（1時間未満は切り上げ）

○子どもの人数にかかわらず、複数の保護者が同時に休む場合も対象



## ■新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難なとき

今回の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況などに影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「**換価の猶予**」が認められます。

また、事業所の財産に相当な損失を受けた場合等、個別の事情がある場合は「**納付の猶予**」が認められる場合もあります。詳細は、年金事務所へお問合せください。

※労働保険料等の納付に関しても、同様の措置があります。労働局へお問合せください。

## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F

TEL : 092-273-0503

E-mail : info@topandcore.or.jp http : //www.topandcore.com/

